

自殺総合対策の在り方検討会運営要領（案）

- 1．座長は、自殺総合対策の在り方検討会を招集し、議事を整理する。
- 2．会議は、公開とする。ただし、座長は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 3．座長は、会議の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。ただし、座長は議事録の公表に際し、当該議事録を公表することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、当該議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4．その他会議の運営に関し必要な事項については、座長が定める。